

## 地上デジタル放送への完全移行に向けた総合対策の推進について

### 1 提言・要望の要旨

地上デジタル放送へ完全移行する 2011 年 7 月に向けて、現行のアナログ放送時に視聴していた放送が引き続き視聴可能となるよう、国として地域間格差のない地上デジタル放送の送受信対策を講じること。

### 2 提言・要望の具体的内容

地上デジタル放送の送受信対策の推進については、2011 年 7 月の完全移行まで 3 年を切り、総合的な送受信対策の「仕上げ」が必要な時期を迎えている。

総務省では第 5 次中間答申を受け、2008 年 7 月に「地上デジタル放送推進総合対策」を取りまとめ、国として今後 3 年間で「尽くすべきこと」を断行する決意が示され、所要経費として総額 2,000 億円強の国費を投入する計画が明らかにされたところである。

これまで、当検討会でその設置を強く要望してきた地域での受信相談体制の構築や、経済的に困窮度の高い世帯への機器の無償給付をはじめ、辺地共聴施設新設に対する補助率の嵩上げ、受信障害対策共聴施設への改修支援制度の創設、国費での暫定的な衛星利用による難視聴対策の実施やデジタル混信、強制リパックへの対応等について平成 21 年度総務省予算所要額に盛り込まれたことは高く評価するものであるが、地方の立場からは、地域の実態に応じたよりきめ細かい対策の拡充が望まれるところである。

2011 年 7 月に円滑に地上デジタル放送への完全移行を果たすため、放送事業者、住民、地方自治体が地上デジタル放送の送受信対策に早期且つ確実に取り組むことができるよう、国が講じる必要のある対策について次の事項を要望する。

## 1 デジタル受信相談体制について

- (1) 「総務省テレビ受信者支援センター」を早急に都道府県単位の設置し、地域に密着したきめ細かい普及活動及び相談対応を行うために十分な体制を構築するとともに、住民への周知を適切に行うこと。
- (2) 「総務省テレビ受信者支援センター」の都道府県単位の設置にあたっては、地域住民にきめ細かく丁寧に対応するという主旨から、世帯数や面積に加え、離島を有する場合など、地方自治体の状況に応じて複数の拠点の設置を検討すること。
- (3) 地方自治体に協力を求める場合には、十分な協議を行い理解と合意を得るとともに、制度や財源の裏付けを確実に整備すること。

## 2 受信機器購入等支援について

- (1) 経済的に困窮度が高い世帯への受信機器購入等支援については「生活保護世帯」以外について、住民生活の実態に即した支援対象世帯の拡大の必要性を検討すること。
- (2) 生活保護世帯の把握や訪問にあたっては、個人情報保護に充分配慮するとともに、関係機関との緊密な連携のもとで対応すること。
- (3) 支援対象機器については、地上デジタル放送の視聴実態に合わせた適切なものとする。
- (4) 地方自治体に協力を求める場合には、十分な協議を行い理解と合意を得るとともに、制度や財源の裏付けを確実に整備すること。

## 3 高齢者・障害者等への働きかけ、サポート

- (1) 対象世帯の把握や訪問にあたっては、個人情報保護及び悪徳商法対策に充分配慮するとともに、関係機関との緊密な連携のもとで対応すること。
- (2) 地方自治体に協力を求める場合には、十分な協議を行い理解と合意を得るとともに、制度や財源の裏付けを確実に整備すること。

## 4 辺地共聴施設の改修等の支援

- (1) 「新たな難視地域」は本来、国及び放送事業者の責務により解消すべきであり、新たな共同受信施設の設置については、対象世帯及び地方自治体の負担を求めない制度に拡充すること。
- (2) 完全移行まで3年を切ったことを踏まえ、確実且つ迅速な改修が可能となるよう、案件調査及び補助申請を随時受付するほか、デジタル化に伴い必要となる経費については幅広く補助対象とし、補助金下限については撤廃すること。
- (3) 送信環境の大幅な変化により、受信点の大規模移設が必要となる「デジタル化困難共聴施設」や小規模施設については、対象世帯の負担が過重とならないよう支援制度を拡充すること。

(4) 市町村別ロードマップにおいて「アナログも難視」と推定されているが、実態はアナログ放送を視聴している地域において共聴施設を新設する場合には、「新たな難視地域」と同様の取扱いとすること。

(5) 地方自治体がCATV基盤の整備により、共聴施設の巻取り等の難視聴地域解消を図る場合には、地域情報通信基盤整備推進交付金の補助率の嵩上げ等、支援制度を拡充すること。

(6) 共聴施設の設置者が共聴施設組合である場合は、地方自治体の関与を必要としない申請手続とすること。

## 5 受信障害対策共聴施設の改修の支援

(1) 都市受信障害対策共聴施設は、施設の規模や管理の形態、施設所有者と受信者との関係など種々多様であるため、下記の点を十分に考慮し、施設の実態に即した柔軟な対応が可能な制度とすること。

- ・ 受信者を取りまとめる既存組織が存在しない場合、受信者間で負担額等を調整し、施設改修計画の策定や補助申請等を行うことは困難であるため、施設所有者や施設管理者が補助申請を行うことができる制度とすること。
- ・ 受信者には受信障害に係る責任が無く、施設の改修は本来、施設所有者及び国の責務により実施すべきであることから、受信者の負担を求めない支援制度とすること。
- ・ 民間施設だけでなく、原因者が地方自治体等の渡し切り施設も支援制度の対象とすること。

(2) 施設毎に改修方法や費用負担の方法が異なり、混乱が生じることも想定されることから、「総務省テレビ受信者支援センター」は、きめ細かな相談・調整・調停等を行える体制とすること。

(3) デジタル化改修のための資金が不足している受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設の管理組合等に対して、無利子融資制度の創設など、有利な融資制度を創設すること。

(4) 都道府県域を越えて多くの受信障害対策共聴施設を所有する大規模施設所有者に対しては、安易に施設を廃止することなく、早期の調査実施及び施設改修等の適切な対応が行われるよう指導すること。

(5) 支援制度の実施にあたっては、該当する共聴施設の管理者を対象とした説明会を開催するなど、きめ細かに周知すること。

## 6 デジタル中継局の整備促進

(1) 「地デジ難視地区対策計画（仮称）」の策定にあたっては、きめ細かな実態調査及び地元地方自治体等関係者との調整を実施した上で、早期に策定・公表し、計画の確実な実施による難視聴世帯の解消を図ること。

- (2) 「自力建設困難」とされる中継局について、国と放送事業者の責務による着実な整備が進むよう、補助率や対象地域について支援制度の拡充を図り、地方自治体に負担を求めない制度に改善すること。
- (3) 暫定的な衛星利用による難視聴対策終了後のデジタル中継局の整備についても活用可能な制度に拡充すること。

## **7 暫定的な衛星利用による難視聴対策**

- (1) 完全移行後に全くテレビを見られない状況はあってはならないことから、対象世帯の把握にあたっては「アナログも難視」に分類されている世帯の視聴実態も確認したうえで対策を講じること。
- (2) 身近な生活情報や、緊急・災害情報、政見放送など生活に密着した情報について、対象となる各世帯へ提供する手法を検討すること。

## **8 公共施設における地上放送のデジタル化への対応**

- (1) 完全移行まで3年を切ったことを踏まえ、地域住民の生活と密接に関連する公共施設の円滑なデジタル化改修を促進するため、関係省庁による財政措置を含めた支援について検討すること。